

ドメインサービス利用約款

グループウェア株式会社

グループウェア株式会社が提供するドメイン管理「ドメインサービス」の利用を目的とする契約の内容やその申込方法等については、このドメインサービス利用約款で定めています。契約の申込の前に、必ずこのドメインサービス利用約款の内容を確認してください。

第1章 ドメインサービス利用約款の目的

第1条（ドメインサービス利用約款の目的）

このドメインサービス利用約款は、グループウェア株式会社（以下、「当社」という）が提供するドメインサービスの利用を目的とする契約（以下、「ドメインサービス利用契約」という）の内容およびその申込方法等について定めます。

第2章 ドメインサービス利用契約の成立

第2条（申込の方法）

- ドメインサービス利用契約の申込の方法には、当社が公開しているウェブサイトから申し込む方法と、申込書により申し込む方法の2通りがあります。
- 当社が公開しているウェブサイトから申し込む場合には、ウェブサイト上の申込フォームの必要事項を漏れなく入力したうえ、画面に表示される手順に従って送信の操作を行ってください。
- 申込書により申し込む場合には、当社が別に定める様式の申込書の必要事項を漏れなく記入し、捺印のうえ、これを当社または当社がビジネスパートナー契約にもとづいてドメインサービス利用契約の媒介を委託している当社の代理店に提出してください。
- ドメインサービス利用契約の申込に際しては、次の各号に掲げるそれぞれの項目について、当社が本条第2項において定めるウェブサイト上の申込フォームまたは前項において定める申込書に掲げるものの中から希望するものを選んでください。
 - 管理するドメインの種類
 - 料金の支払方法
- ドメインサービス利用契約の申込に際しては、このドメインサービス利用約款のすべての内容を確認してください。当社は、このドメインサービス利用約款の内容の全部または一部を承諾しないかたについては、ドメインサービス利用契約の申込およびドメインサービスの利用を拒絶しますので、その場合には本条第2項において定める申込のための送信の操作または本条第3項において定める申込書の提出を行わないでください。

第3条（ドメインサービス利用契約の成立要件）

ドメインサービス利用契約は、次の各号に掲げるすべての事由を要件として成立するものとします。

- 前条第2項において定める申込の情報または前条第3項において定める申込書が当社に到達すること。
- ドメインサービス利用契約の申込者（以下、「お客さま」という）が第3条において定める料金の全部を当社に支払うこと。
- ドメインサービス利用契約のお客さまが第5条1項各号に掲げるいずれかの事由に該当していないこと。
- 当社がお客さまに対して承諾の意思表示を行うこと。

第4条（ドメインサービス利用契約の成立時期）

- ドメインサービス利用契約は、当社が承諾の通知をお客さまに発信した時に成立するものとします。
- 前項の承諾の通知は、電子メールを用いてこれを行います。

第5条（承諾を行わない場合）

- 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、ドメインサービス利用契約の申込に対して承諾を行わないことがあります。
 - お客さまがこのドメインサービス利用約款に违背してドメインサービスを利用することが明らかに予想される場合。
 - お客さまが当社に対して負担する何らかの債務の履行について現に遅滞が生じている場合または過去において遅滞の生じたことがある場合。
 - お客さまがドメインサービス利用契約の申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - お客さまが申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人であって、自らの行為によって確定的にドメインサービス利用契約を締結する行為能力を欠き、法定代理人またはその他の同意権者の同意または追認がない場合。

- (5) お客さまが反社会的な団体である場合またはお客さまが反社会的な団体の構成員である場合。
 - (6) 前各号において定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合または支障の生じる恐れがある場合。
2. 前項の場合には、当社は承諾を行わない旨をお客さまに通知しません。

第3章 サービス

第6条（ドメインサービスの利用の開始）

このドメインサービス利用約款においては、当社がドメインサービス利用契約にもとづいてお客さまに提供するサービスを「ドメインサービス」といいます。

第7条（基本サービス）

1. 当社は、サービスプランごとに当社が別に定めるところに従い、次の各号に掲げるサービス（以下、「ドメイン管理サービス」という）を基本サービスとしてお客さまに提供します。
 - (1) お客さまのドメインを維持するサービス
 - (2) お客さまのドメインを当社の行う他のサービスにおいて利用可能にするサービス
2. 前項におけるドメイン管理サービスは、当社が管理するドメインサービス用のサーバー（以下、「イーデスクサーバー」という）に環境を作成し、インターネットを通じてお客様に提供します。
3. 当社は、本条第1項に掲げる基本サービスの内容および本条第2項に定める提供方法を予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客さまに生じた損害について一切の責任を負いません。

第8条（ドメインサービスの利用の開始）

お客さまは、前章において定めるところによりドメインサービス利用契約が成立した時からドメインサービスを利用することができます。

第9条（登録済みのドメイン名の使用）

1. お客さままたは第三者の名義ですでに登録されているドメイン名があり、お客さまがそのドメイン名を使用する権利を有する場合には、お客さまは、ドメインサービスの利用に際して、そのドメイン名を使用することができます。
2. お客さまが、ドメインサービスの利用に際して、前項において定めるドメイン名を使用しようとする場合には、当社の指定する手続きにより移管を行う必要があります。
3. お客さまが、ドメインサービスの利用に際して、本条第1項において定めるドメイン名を使用しようとする場合には、ドメインサービス利用契約の申込の際に、その旨、そのドメイン名およびその他当社の定める必要事項を当社に知らせてください。なお、ドメインサービスの利用に際して、そのドメイン名を使用することができない場合もあります。
4. 当社は、お客さまがドメインサービスの利用に際して本条第1項において定めるドメイン名を使用することができないことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第10条（ドメイン名登録申請事務手続の代行サービス）

1. 当社は、第14条にもとづいて当社が別に定める特定のドメイン名管理団体に対し、お客さまが希望するドメイン名について、その登録申請事務手続の代行サービスを提供します。
2. 前項のサービスの利用を希望する場合には、ドメインサービス利用契約の申込の際に、その旨、希望するドメイン名およびその他当社の定める必要事項を当社に知らせてください。なお、希望するドメイン名を登録することができない場合もあります。
3. 当社は、本条第1項において定めるところにより当社の提供するサービスが遅延したこと、または当社がそのサービスを提供しなかったことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
4. 当社は、ドメイン名管理団体の行うドメイン名の登録のための手続が遅延したこと、またはドメイン名管理団体がその手続を行わなかったことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第11条（ドメイン名でのドメインサービスの利用）

1. 当社は、お客さまが第9条、第10条において定めるドメイン名でドメインサービスを利用することができるようにするため、第14条にもとづいて当社が別に定める特定のドメイン名管理団体に対して、必要な手続を行います。
2. お客さまは、前項の手続の完了後、通常であれば数日経過すると、第9条、第10条において定めるドメイン名でドメインサービスを利用することができるようになります。

3. お客さまが当社以外の同種の電気通信事業者等の提供するサービスの利用に際して使用していたドメイン名でドメインサービスを利用するためには、そのサービスを提供していた電気通信事業者等がドメイン名管理団体等に対して一定の手続を行う必要がある場合があります。万一、その電気通信事業者等の適切な協力が得られない場合には、お客さまは、そのドメイン名でドメインサービスを利用することができない場合もあります。
4. 当社は、本条第1項において定めるところにより当社の行う手続が遅延したこと、または当社がその手続を行わないことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
5. 当社は、本条第2項において定める手順が遅延し、またはその手順が完了しないことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
6. 当社は、本条第3項後段において定める事由によりお客さまが当社以外の同種の電気通信事業者等の提供するサービスの利用に際して使用していたドメイン名でドメインサービスを利用することができないことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第12条（ドメイン名の登録を維持するためのサービス）

1. 当社は、第9条第2項によりお客さまが当社に知らせたドメイン名または第10条第1項において定める登録申請事務手続の代行サービスにより登録したドメイン名のドメイン名管理団体における登録を維持するために必要なサービスを提供します。
2. 当社は、前項において定めるドメイン名の登録を維持することができなかつたことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. お客さまは、ドメインサービスの利用契約にもとづき利用登録をしたドメイン名に限り、ドメイン名管理代行サービスの提供を受けることができます。

第13条（使用できるドメイン名の制限）

お客さまは、第9条第2項により当社に知らせたドメイン名または第10条第1項において定める登録申請事務手続の代行サービスによりドメイン名管理団体において登録したドメイン名に限り、ドメインサービスの利用にあたって使用することができます。

第14条（ドメイン名管理団体の制限）

当社がお客さまに提供するドメイン名登録申請事務手続の代行サービス（第10条）、ドメイン名でドメインサービスを利用することができるようにするための手続（第11条）およびドメイン名の登録を維持するためのサービス（第12条）については、米国 ICANN（Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）がドメイン名の登録を行う権限を有するものとして定めるドメイン名管理団体のうち、当社が別に定める特定のドメイン名管理団体に対してのみ、これを行います。

第15条（サポート）

1. 当社は、ドメインサービスに関するお客さまからの問い合わせについて、当社が別に定めるところに従い、これに回答するサービス（以下、「サポート」という）を提供します。
2. サポートの業務は、当社が別に定める時間内に限り、これを行います。

第16条（ログの非公開）

1. 当社は、別に定める場合を除くほか、当社がお客さまに提供するドメインサービスに対するアクセスの状況の記録（以下、「ログ」という）の内容をお客さまに知らせるサービスを提供しません。
2. 当社は、当社がログの内容をお客さまに知らせないことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第17条（データ等のバックアップ）

1. 当社は、イーデスクサーバーに保存されたデータ等について、その毀滅に備えてあらかじめその複製を行います。複製データを譲渡するサービスを提供しません。
2. 当社は、イーデスクサーバーに保存されたデータ等が何らかの事由により毀滅した場合において、別に定める場合、または当社が復元を行うと判断した場合を除き、復元するサービスを提供しません。
3. 当社は、イーデスクサーバーに保存されたデータ等が何らかの事由により毀滅した場合、または前項において定める複製からの復元が不可能であった場合において、これによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第18条（インターネットへの接続）

当社は、お客さまがその端末機器をインターネットに接続するために必要なサービスを提供しません。ドメインサービスの利用に際しては、他の電気通信事業者との間におけるダイヤルアップIP接続サービス利用契約の締結、または専用回線サービス利用契約の締結等、お客さまの端末機器をインターネットに接続するための手段をお客さまの責任において用意する必要があります。

第19条（経路等の障害）

当社は、ドメインサービスをお客さまに提供するために当社が利用する電気通信事業者またはその他の事業者の設備の故障等により、お客さまがドメインサービスを適切に利用することができなくなった場合であっても、これによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第20条（パスワード等の管理）

1. お客さまは、当社がお客さまに発行したユーザーIDおよびパスワード（以下、「パスワード等」という）を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。
2. 当社は、当社が運用する各種のサーバー（イーデスクサーバーを含む。以下、「当社のサーバー」という）にアクセスしようとする者に対してユーザーIDおよびパスワードの入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確かめるシステム（以下、「パスワード照合システム」という）を用いる場合には、正しいユーザーIDを構成する文字列と入力されたユーザーIDを構成する文字列および正しいパスワードを構成する文字列と入力されたパスワードを構成する文字列がそれぞれ一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。
3. 当社は、当社がお客さまに発行したパスワード等が不正に使用されたことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。また、当社は、第三者がパスワード照合システムの動作を誤らせ、またはその他の方法で当社のサーバーに不正にアクセスしたことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
4. お客さまは、本条第1項において定めるパスワード等の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負います。

第21条（お客さまと第三者との間における紛争）

お客さまは、ドメインサービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、ドメイン名を使用する権利の有無およびその他一切の紛争について、お客さま自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。

第22条（違法行為等の禁止等）

1. お客さまは、ドメインサービスを利用して、法令により禁止されている行為もしくは公序良俗に反する行為を行い、または第三者にこれを行わせてはいけません。
2. お客さまは、当社がお客さまに提供しているドメインサービスを第三者が不正に利用して、法令により禁止されている行為または公序良俗に反する行為を行っていることを知ったときは、その旨を速やかに当社に届け出てください。

第23条（営業秘密等の漏洩等の禁止）

1. お客さまは、当社の事業に関する技術上または営業上の情報であって公然と知られていないものまたは当社の顧客に関する情報を入手したときは、当社がこれを秘密として管理しているかどうかに関わらず、その入手した情報（以下、本条において「入手情報」という）の存在もしくは内容を漏らし、またはこれを窃用してはいけません。
2. 前項の規定は、ドメインサービス利用契約の終了後も、これを適用するものとします。
3. お客さまは、ドメインサービス利用契約の終了時まで、その保有する入手情報を完全に消去しなければなりません。完全に消去することのできないものであって返還することのできるものは当社に返還する義務を負うものとします。

第24条（当社からの連絡）

1. 当社がお客さまに対して電子メール、郵便またはファックス等で何らかの連絡をした場合には、その内容をよく読み、不明の点があるときは、当社に問い合わせてください。
2. 当社は、前項の連絡の内容をお客さまが理解しているものとしてドメインサービスの提供およびドメインサービス利用契約に関するその他の事務を行います。当社は、このことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. 当社の名義で作成された電子メール、郵便物またはファックス等をお客さまが受け取った場合において、その内容が明らかに不自然であるときは、偽造されたものである可能性がありますので、速やかに当社に連絡してください。

第25条（当社からの問い合わせ）

1. 当社は、ドメインサービスをお客さまに提供するにあたり、ドメイン名管理団体もしくはその他の団体等との間で必要な手続を行うため、またはその他の必要があるときは、電子メール、郵便またはファックス等でお客さまに対して一定の事項について問い合わせを行うことがあります。
2. 前項により当社がお客さまに問い合わせる事項は、当社がドメインサービスをお客さまに提供するために必要なものです。したがって、前項の場合には当社がお客さまに求める事項を速やかに当社に通知し、不明の点があるときは当社に問い合わせてください。
3. 当社は、当社がお客さまに前2項の問い合わせを行った日から1カ月、または別途記載する日付のより短い期間を経過してもお客さまが当社に対して必要な応答を行わず、このために当社がドメインサービスをお客さまに提供するにあたり必要な手続またはその他の事務等を履践することができないときは、お客さまに対するドメインサービスの一部の提供を取り止めることがあります。
4. 前項の規定は、お客さまが次条において定める変更の届出を行わないために本条第1項の問い合わせがお客さまに到達せず、このために当社がドメインサービスをお客さまに提供するにあたり必要な手続またはその他の事務等を履践することができない場合にこれを準用します。
5. 当社は、前2項にもとづいてお客さまに対するドメインサービスの一部の提供を取り止める旨をお客さまに通知したときは、当社がその通知をお客さまに発信した日をもって当該一部のサービスの提供を終了します。
6. お客さまは、前項において定めるところにより当社がドメインサービスの一部の提供を取り止めた場合であっても、すでに発生した本来の当該一部のサービスを利用することができる期間の満了日までの間の当該一部のサービスの料金の償還を受けることはできません。

第26条（変更の届出）

1. ドメインサービス利用契約の申込の際に申込フォームに入力した事項または申込書に記入した事項について変更があったときは、その旨および変更の内容を速やかに当社に届け出てください。この変更の届出は、当社が別に定める方法によりこれを行う義務を負うものとします。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとしてドメインサービスの提供およびドメインサービス利用契約に関するその他の事務を行います。当社は、このことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. 前2項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。
4. 本条第1項および第2項の規定は、相続または合併によりドメインサービス利用契約にもとづくお客さまの地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、ドメインサービス利用契約にもとづくお客さまの地位を承継したかたが、本条において定める変更の届出を行ってください。

第27条（ドメインサービスの利用に関する規則）

1. 当社は、ドメインサービスの利用に際してお客さまが遵守すべき事項を明らかにするために、このドメインサービス利用約款とは別に予告なくドメインサービスの利用に関する規則を定める場合があります。その規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに知らせます。
2. 当社は、前項により定めた規則の内容を予告なく改定する場合があります。改定された規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに知らせます。
3. お客さまは、このドメインサービス利用約款のほか、本条にもとづいて当社が定める規則についても遵守してください。

第28条（ドメインサービスの提供の停止）

1. 当社は、お客さまについて第40条第1項各号に掲げるいずれかの事由があるとき、または当社がお客さまに提供しているドメインサービスについて、第22条第1項において定める行為を行っているときは、直ちに無催告でそのお客さまに対するドメインサービスの提供を停止することができます。
2. お客さまは、前項により当社がお客さまに対するドメインサービスの提供を停止した場合であっても、すでに発生した料金等の償還を受けることはできません。
3. 当社は、本条第1項にもとづいて当社がドメインサービスの提供を停止したことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第29条（ドメインサービスの廃止）

1. 当社は、業務上の都合により、お客さまに対して現に提供しているドメインサービスの全部または一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項において定めるドメインサービスの廃止を行う場合には、その1カ月前までにその旨をお客さまに通知します。

3. 当社は、本条第1項において定めるドメインサービスの廃止によりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第30条 (免責)

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由によりお客さままたは第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。
 - (1) イーデスクサーバーに蓄積または転送されたデータ、プログラムおよびその他一切の電磁的記録（以下、単に「データ等」という）が当社のサーバーもしくはその他の設備の故障またはその他の事由により滅失し、毀損し、または外部に漏れたこと。
 - (2) お客さままたは第三者がイーデスクサーバーに接続することができず、またはイーデスクサーバーに接続するために通常よりも多くの時間を要したこと。
 - (3) お客さままたは第三者がイーデスクサーバーに蓄積されたデータ等を他所に転送することができず、またはこれを他所に転送するために通常よりも多くの時間を要したこと。
 - (4) 当社が当社サーバーの運用に関して必要と判断した処置を行った結果として、お客さまに生じた損害。
2. 当社は、前項各号に掲げる事由によるもののほか、ドメインサービス自体によりお客さままたは第三者に生じた損害およびドメインサービスに関連してお客さままたは第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。

第31条 (DNS サーバー)

1. 当社は、ドメインサービスを利用することができるようにするため、当社のプライマリDNS (Domain Name System) サーバーおよびセカンダリDNSサーバーを提供します。
2. 当社は、前項により当社の提供するプライマリDNSサーバーまたはセカンダリDNSサーバーが適切に動作しないことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. 当社は、本条第1項において定めるところにより提供するプライマリDNSサーバーまたはセカンダリDNSサーバーを予告なく変更する場合があります。当社は、このことによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第4章 料金

第32条 (料金の種類)

1. お客さまは、次の各号に掲げる料金を当社に支払うものとします。
 - (1) 初期費用
 - (2) 利用料金
2. お客さまが第10条において定めるドメイン名登録申請事務手続の代行サービスを利用する場合には、前項各号の料金のほか、ドメイン名登録申請事務手続代行料金を当社に支払うものとします。
3. ドメインサービスの利用およびその料金の支払に際して生じる公租および公課等については、お客さまがこれを負担するものとします。
4. お客さま事由により生じる授受における銀行振込手数料および料金の支払に際して生じるその他の費用については、お客さまがこれを負担するものとします。
5. 本条の規定は、第38条および第39条3項1号において定めるところによりドメインサービス利用契約が更新される場合にこれを準用します。ただし、本条第1項第1号の料金については、この限りではありません。

第33条 (料金の価格)

1. 当社は、前条において規定するすべての料金についてあらかじめその価格を定め、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれをお客さまに知らせます。
2. 当社は、前項により定めた料金の価格を予告なく変更することがあります。変更された料金の価格は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれをお客さまに知らせます。

第34条 (料金の支払方法)

1. お客さまは、ドメインサービス利用契約の申込の際に第2条第4項にもとづいて料金の支払方法として次の各号のいずれかを選ぶものとします。
 - (1) 当社の銀行預金口座への振込
 - (2) お客さまの銀行預金口座または郵便貯金口座からの振替
2. 前項において口座振替を選択された場合には、後日口座振替に関する手続きに必要な書類の提出を行うものとします。

3. サービスプランまたは第37条において定めるドメインサービス利用契約の存続期間によっては、本条第1項各号の支払方法のうち、利用することのできない支払方法がある場合があります。利用することのできない支払方法がある場合は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれをお客さまに知らせますので、それ以外の支払方法を選んでください。
4. 当社は、特定のお客さまについて、本条第1項各号の支払方法と異なる支払方法を定める場合があります。

第35条（料金の支払時期）

1. 料金は、初回の支払いはこれを前払いとします。ただし、当社が別に定める場合には、この限りではありません。
2. 初回以降に発生した料金（契約更新等で発生した料金）については、これを後払いとします。ただし、当社が別に定める場合には、この限りではありません。

第36条（ドメインサービスの利用不能の際の料金の返金）

1. 当社の責めに帰すべき事由によりドメインサービスの全サービスを24時間以上お客さまが利用することができなかった場合には、当社は、本条において定めるところに従って料金の一部を返金します。
2. 本条において定める返金は、当社が別に定める方法により、ドメインサービスの利用不能の事実を当社に通知したお客さまについて、これを行います
3. 本条第2項にもとづく返金の金額の算出にあたっては、前項の通知が当社に到達し、当社が利用不能の事実を確認した時からこれを起算するものとします。
4. 前3項において定める返金の要件を満たす場合であってもドメインサービスの利用不能が次の各号に掲げるいずれかの事由により生じたときは、本条において定める返金は、これを行いません。
 - (1) 当社のウェブサイトへの掲載等の適当な方法により当社が事前にお客さまに知らせた日時に当社のサーバーまたはその他の設備の保守等のための作業を行ったこと。
 - (2) 戦争、暴動、同盟罷業、内戦等が発生したこと、または通商を禁止する措置がとられたこと。
 - (3) 裁判所または行政庁等公的機関のやむを得ない措置がとられたこと。
 - (4) 火災、天災、交通機関の運行の停止や遅延、電気通信の障害や遅延が生じたこと。
 - (5) ウイルスの配布やクラッキングが行われたこと。
 - (6) 電子商取引、代金の決済、チャット、統計、またはその他の用途のソフトウェアに瑕疵があったこと。
 - (7) お客さまにドメインサービスを提供するために当社が運用する当社サーバーを適切に動作させるために必要な部品や電力等の供給を当社が受けられないこと。

第5章 ドメインサービス利用契約の更新および終了等

第37条（契約期間）

1. お客さまが第2章にもとづき契約し利用するドメイン名の失効期限までをドメインサービス利用契約の契約期間とします。
2. 前項の規定は、第38条において定めるところにより更新されたドメインサービス利用契約にこれを準用します。

第38条（ドメインサービス利用契約の更新）

当社は、契約期間の満了日の14日前までにお客さまから管理画面を通し当社へ、そのドメインサービス利用契約を更新しない旨の通知がないときは、契約の更新を行ったものとし、契約期間の満了の時に従前と同一の内容をもって更新されるものとします。

第39条（お客さまの行う解除）

1. お客さまは、管理画面を通しいつでもドメインサービス利用契約の解約の通知を当社に行うことで契約の解除を行うことができます。
2. お客さまは、解除後のドメインの取り扱いについては次の各号に定めるいずれかを選択するものとします。
 - (1) 「破棄」 ドメインの更新を行わず、ドメインを失効させます。
 - (2) 「移管」 当社以外の管理団体へドメインを移管し、ドメインを利用します。
3. お客さまが、前項において移管を選択する場合に限り、次の各号に掲げるすべての事由を要件として解除を受け付けるものとします。
 - (1) ドメインの失効期限の30日前までに申し込みがない場合、第38条に定める更新を行うものとし、更新後あらためてお客さまが移管での解除を申し込むものとします。
 - (2) ドメイン移管の作業および手続きについては、お客さま側にて行うものとします。

第40条（当社の行う解除）

1. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告でドメインサービス利用契約の解除を行うことができます。
 - (1) お客さまが、このドメインサービス利用約款の定める義務に違反した場合。
 - (2) お客さまが所定の料金等の支払のために当社に交付した手形、小切手またはその他の有価証券が、不渡りとなった場合。
 - (3) お客さまについて破産手続またはその他の倒産手続が開始した場合。
 - (4) お客さまが、当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - (5) お客さまが反社会的な団体である場合またはお客さまが反社会的な団体の構成員である場合。
 - (6) お客さまが、発生した料金の支払いに応じない、または応じる意思がないと当社が判断した場合。
 - (7) 前各号において定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合または重大な支障の生じる恐れがある場合。
2. 当社が本条において定める解約を行ったときは、そのドメインサービス利用契約は、その解除の通知を当社がお客さまに発信した日をもって終了するものとします。
3. 当社は、本条において定める解除を行った場合であっても、そのお客さまに対する損害賠償請求権を失わないものとします。

第6章 紛争の解決等

第41条（準拠法）

ドメインサービス利用契約の準拠法は、日本国の法令とします。

第42条（裁判管轄）

ドメインサービス利用契約に関する訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。他の裁判所について生じる法定管轄は、本条における合意をもってこれを排除します。

第43条（紛争の解決のための努力）

ドメインサービス利用契約にもとづく権利または法律関係について紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。

第7章 ドメインサービス利用約款の改定

第44条（ドメインサービス利用約款の改定）

当社は、実施する日を定めてこのドメインサービス利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、ドメインサービス利用契約の内容は、改定されたドメインサービス利用約款の実施の日から、改定されたドメインサービス利用約款の内容に従って変更されるものとします。

付則（2002年1月13日作成）

このドメインサービス利用約款は、2002年1月13日に作成し、即日実施します。

付則（2006年3月20日作成）

このドメインサービス利用約款は、2006年3月20日に作成し、即日実施します。

付則（2007年1月30日作成）

このドメインサービス利用約款は、2007年1月30日に作成し、即日実施します。